

うるま市告示第4号

うるま市庁舎基本設計者選定プロポーザル実施に係る公募について告示する。

平成24年1月16日

うるま市長 島 袋 俊 夫

うるま市庁舎建設にあたり、平成22年度に策定した「うるま市統合庁舎基本構想」の具現化を図るため、創造性、技術力、経験等の資質を備えた基本設計者選定プロポーザルを下記のとおりを実施する。

1 業務概要

- (1) 業務名称 うるま市庁舎基本設計業務委託
- (2) 業務内容 うるま市庁舎及びその関連施設等に関する基本設計業務
 - ・場 所：うるま市みどり町一丁目1番1号他
 - ・敷地面積：約27,252.81㎡
 - ・規 模：床面積11,450㎡程度（現本庁舎に併設）、
立体駐車場5,000㎡程度（約200台分）
 - ・工 事 費：約39億6千万円（税込み）
- (3) 履行期間 平成24年3月～平成24年8月（予定）

2 参加資格

うるま市に本社を有する者の共同企業体（4者）で構成し、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) うるま市における平成23・24年度「建設業者格付名簿（測量及びコンサルタント等）」に主要業種を『建築士』として登録されていること。ただし、登録所在地で営業実態がない者を除く。
- (3) うるま市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (5) 代表構成員の事務所は、平成23年12月28日時点及びそれ以降において一級建築士が3名以上在職していること。
- (6) 「うるま市庁舎基本設計者選定プロポーザル審査委員会」の委員及びその家族が主宰し、又は役員若しくは顧問に就任している者は、参加者となることはできない。

3 選定方法

本業務に係る設計者の選定については、参加表明書及び公開ヒアリングによる審査を行う。

まず、参加者から提出された参加表明書により意思確認し、参加表明書及び技術提案書をもとにヒアリングにより審査を行い、最優秀者1者及び次点者1者をそれぞれ選定する。なお、ヒアリングは公開により行う予定である。

(1) 技術提案書を選定するための基準

技術提案書をもとにヒアリングを行い評価する。

(2) うるま市庁舎基本設計者選定プロポーザル審査委員会

本プロポーザルの審査は、「うるま市庁舎基本設計者選定プロポーザル審査委員会規則」に基づき組織された審査委員会が行う。

委員長：小 倉 暢 之（琉球大学工学部 環境建設工学科 教授）

副委員長：上江洲 安 邦（沖縄共創体 上江洲総合設計121）

委員：小 野 尋 子（琉球大学工学部 環境建設工学科 助教）

委員：久 田 友 三（うるま市建設部長）

委員：宮 城 吉 和（うるま市教育部施設課長）

4 手続等

(1) 手続き開始の公示・業務説明書の交付開始

平成24年1月16日（月）に、事務局にて配布する。

(2) 参加表明書の提出期限及び方法

平成24年1月23日（月）16時30分までに、事務局へ持参する。

(3) 技術提案書の提出期限及び方法

平成24年2月24日（金）16時30分までに、事務局へ持参する。

(4) 事務局 うるま市 総務部 庁舎建設室

所在地：〒904-2292

うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市役所本庁舎3階

電 話：098-974-3111(内線1394) FAX：098-973-9819

E-mail：chousyaken@city.uruma.lg.jp

5 業務委託契約

うるま市は、最優秀者と業務委託の契約締結交渉を行う。ただし、最優秀者が実施要領で規定する要件に該当しないと認められた場合又は契約締結交渉が不調となった場合、うるま市は次点者と契約交渉を行うことができる。

また、設計チームの取り組み体制が著しく変わった場合は、業務委託契約候補者としての資格を取り消すことがある。

さらに、契約締結後においても、実施要領で規定する要件に該当しないと認められた場合、設計チームの取り組み体制が著しく変わった場合、又は提出された参加表明書若

しくは技術提案書の提案内容の趣旨を著しく逸脱して業務を行った場合は、その契約を解除することがある。

6 その他

- (1) うるま市ホームページ【各課案内＞総務部庁舎建設室】で公開している「うるま市統合庁舎基本構想」「うるま市統合庁舎建設委員会会議要旨」「うるま市統合庁舎建設に関する答申」、うるま市都市計画課ホームページで公開している「うるま市景観計画」を参照のこと。また、「具志川市庁舎建設の記録」については、事務局において入手が可能である。
- (2) プロポーザルの参加に係る費用は全て参加者の負担とし、報酬（報償費）等は支払わない。
- (3) 参加者が提出できる参加表明書及び技術提案書は、それぞれ1点のみとする。
- (4) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (5) 委託料の支払条件：前金払い 有り（契約金額の3割以内）
- (6) 契約保証金：免除
- (7) 契約書作成の要否：要
- (8) これらの他、詳細は業務説明書による。